

参 考 资 料

目 次

1 県職員給与関係資料

第1表	職員の適用給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	1
第2表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	職員の適用給料表別平均給与月額	3
第4表	職員の給与月額の対前年比較	3
第5表	職員の扶養手当の支給状況	5
第6表	職員の給料の特別調整額・管理職手当の支給状況	6
第7表	職員の単身赴任手当の支給状況	6
第8表	職員の地域手当の支給状況	7
第9表	職員の住居手当の支給状況	8
第10表	職員の通勤手当の支給状況	8
第11表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員	9
第12表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	23
第13表	会計年度任用職員の任命権者別人員	24

2 民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要	25	
第14表	産業別、企業規模別調査事業所数	26
第15表	民間における家族手当の支給状況	27
第16表	民間における特別給の支給状況	28
第17表	民間における冬季賞与の配分状況	28
第18表	民間における定年制の状況	29
第19表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	29
第20表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	29
第21表	民間における給与改定の状況等	30

3 生計費関係資料

令和2年4月の標準生計費算定方法	31	
第22表	費目別、世帯人員別標準生計費	32

4 労働経済関係資料

第23表	労働経済指標	33
------	--------	----

5 勤務時間等関係資料

第24表	職員の年次休暇の使用日数及び超過勤務時間	35
------	----------------------	----

6 人事院勧告の要旨

(1)	給与勧告の骨子	36
(2)	公務員人事管理に関する報告の骨子	37

1 県職員給与関係資料

第1表 職員の適用給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(令和2年職員給与実態調査)

給料表	区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
行政職		3,525 ^人	43.2 ^歳	20.7 ^年
公安職		1,856	38.1	16.8
研究職		157	41.9	18.9
医療職(一)		7	54.2	28.3
医療職(二)		86	43.5	19.5
医療職(三)		51	37.3	14.3
大学教育職		51	50.6	26.8
高等学校等教育職		2,210	45.3	22.6
中学校及び 小学校教育職		4,917	42.0	19.3
計		12,860	42.4	19.9

(注) 1 この調査は、職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける職員を対象としたものである。

2 再任用職員は、含まれていない。(第2表から第11表において同じ。)

3 技能職員は、含まれていない。(以下すべての表において同じ。)

4 特定任期付職員給料表は、適用者がいないため記載していない。(以下すべての表において同じ。)

第2表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(令和2年職員給与実態調査)

給料表	区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
		%	%	%	%	%	%	
行政職		100	76.7	8.4	14.3	0.6	62.5	37.5
公安職		100	59.9	2.4	37.7	—	90.2	9.8
研究職		100	91.1	8.3	0.6	—	70.7	29.3
医療職(一)		100	100.0	—	—	—	85.7	14.3
医療職(二)		100	91.9	8.1	—	—	45.3	54.7
医療職(三)		100	96.1	3.9	—	—	—	100.0
大学教育職		100	80.4	19.6	—	—	31.4	68.6
高等学校等 教 育 職		100	95.2	2.4	2.1	0.3	51.0	49.0
中学校及び 小学校教育職		100	98.4	1.6	—	—	38.1	61.9
計		100	86.1	4.0	9.7	0.2	54.8	45.2

第3表 職員の適用給料表別平均給与月額

給与種目 \ 給料表	行政職	公安職	研究職	医療職(一)
給料	326,828 円	322,343 円	332,753 円	552,629 円
地域手当	11,395	10,878	10,945	103,602
給料の特別調整額 管理職手当	7,184	2,265	—	81,886
扶養手当	8,749	13,364	9,296	13,000
住居手当	4,840	3,154	6,980	—
その他	350	1,610	2,306	207,000
合計	359,346	353,614	362,280	958,117

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。(第4表において同じ。)

2 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、

第4表 職員の給与月額の前年比較

(行政職)

(職員給与実態調査)

給与種目 \ 区分	平成31年 (A)	令和2年 (B)	比較	
			(B) - (A)	(B) / (A)
給料	327,274 円	326,828 円	△446 円	99.9 %
地域手当	11,405	11,395	△10	99.9
給料の特別調整額 管理職手当	7,113	7,184	71	101.0
扶養手当	8,950	8,749	△201	97.8
住居手当	4,546	4,840	294	106.5
その他	320	350	30	109.4
合計	359,608	359,346	△262	99.9

(令和2年職員給与実態調査)

医療職(二)	医療職(三)	大学教育職	高等学校等 教 育 職	中学校及び 小学校教育職	計
円 331,049	円 299,394	円 430,949	円 387,192	円 355,001	円 347,854
11,048	9,670	14,240	12,771	11,722	11,729
5,601	—	7,806	3,742	6,162	5,408
8,622	2,804	6,245	8,502	6,160	8,358
5,047	2,765	6,543	4,668	4,351	4,404
5,965	—	2,184	229	334	685
367,332	314,633	467,967	417,104	383,730	378,438

へき地手当、へき地手当に準ずる手当である。(第4表において同じ。)

(給料表計)

(職員給与実態調査)

給与種目	区 分	平成31年 (A)	令和2年 (B)	比 較	
				(B) - (A)	(B) / (A)
給 料		円 348,563	円 347,854	円 △709	% 99.8
地 域 手 当		11,774	11,729	△45	99.6
給料の特別調整額 管理職手当		5,404	5,408	4	100.1
扶 養 手 当		8,392	8,358	△34	99.6
住 居 手 当		4,343	4,404	61	101.4
そ の 他		727	685	△42	94.2
合 計		379,203	378,438	△765	99.8

第5表 職員の扶養手当の支給状況

(1) 給料表別扶養親族数

(令和2年職員給与実態調査)

区分 給料表	受給職員数	扶養親族数					計	全職員1人 当たり平均 扶養親族数
		配偶者	子	うち 特定期間 にある子	配偶者・子 以外			
行政職	1,505	668	2,149	853	113	2,930	0.8	
公安職	1,124	692	1,851	331	27	2,570	1.4	
研究職	66	19	104	54	4	127	0.8	
医療職(一)	5	4	5	3	—	9	1.3	
医療職(二)	35	10	54	26	1	65	0.8	
医療職(三)	9	—	11	4	1	12	0.3	
大学教育職	15	6	21	10	3	30	0.6	
高等学校等 教育職	919	337	1,321	587	66	1,724	0.8	
中学校及び 小学校教育職	1,625	539	2,199	819	100	2,838	0.6	
計	5,303	2,275	7,715	2,687	315	10,305	0.8	

(注) 1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。(下表において同じ。)

2 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。

3 手当受給職員数の全職員に対する割合は、41.2%である。

4 手当受給職員1人当たりの平均手当月額は、20,267円である。

(2) 扶養親族別職員数

(令和2年職員給与実態調査)

区分	扶養親族数								計
	1	2	3	4	5	6	7	8	
受給職員数	2,077	1,802	1,095	291	35	2	1	—	5,303

第6表 職員の給料の特別調整額・管理職手当の支給状況

(令和2年職員給与実態調査)

区分	1種 2種	3種 4種	5種 6種	7種 8種 9種	教1種 教2種	教3種	教4種	教5種	受給者 計	手当受給者 1人あたり 平均手 当額
職員の 区分	本庁 部長 など	本庁 次長 など	本庁 課長 など	その他	校長	副校長	教頭	特別支援 学校教諭 (部主事)		
受給者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
	20	62	304	35	248	5	382	25	1,081	64,337

第7表 職員の単身赴任手当の支給状況

(令和2年職員給与実態調査)

区分		受給者
職員の 住居と 配偶者 の住居 との間 の交通 距離	100km未満	115人
	100km以上 300km未満	11
	300km以上 500km未満	—
	500km以上 700km未満	—
	700km以上 900km未満	14
	900km以上 1,100km未満	—
	1,100km以上 1,300km未満	1
	1,300km以上 1,500km未満	—
	1,500km以上	—
受給者計		141
手当受給者1人あたり平均手当月額		34,128円

第8表 職員の地域手当の支給状況

(令和2年職員給与実態調査)

区分 給料表	計	地域別人員 (構成比)								
		1級地 (東京都 特別区)	2級地 (大阪市)	4級地 (神戸市)	5級地 (多賀城市、 広島市、 福岡市)	6級地 (仙台市)	7級地 (岡山市、 徳島市)	県内	医療職 (一)	非支給地
行政職	人 3,525 (100%)	人 20 (0.57%)	人 7 (0.20%)	人 —	人 1 (0.03%)	人 1 (0.03%)	人 4 (0.11%)	人 3,486 (98.89%)	人 —	人 6 (0.17%)
公安職	1,856 (100%)	1 (0.05%)	2 (0.11%)	—	1 (0.05%)	—	—	1,850 (99.68%)	—	2 (0.11%)
研究職	157 (100%)	—	—	—	—	—	—	157 (100%)	—	—
医療職(一)	7 (100%)	—	—	—	—	—	—	—	7 (100%)	—
医療職(二)	86 (100%)	—	—	—	—	—	—	86 (100%)	—	—
医療職(三)	51 (100%)	—	—	—	—	—	—	51 (100%)	—	—
大学教育職	51 (100%)	—	—	—	—	—	—	51 (100%)	—	—
高等学校等 教育職	2,210 (100%)	—	—	—	—	—	—	2,208 (99.91%)	—	2 (0.09%)
中学校及び 小学校教育職	4,917 (100%)	—	—	—	—	—	—	4,904 (99.74%)	—	13 (0.26%)
計	12,860 (100%)	21 (0.16%)	9 (0.07%)	—	2 (0.02%)	1 (0.01%)	4 (0.03%)	12,793 (99.48%)	7 (0.05%)	23 (0.18%)
平均手当額	円 11,729	円 70,072	円 56,679	円 —	円 32,015	円 *	円 7,034	円 11,570	円 103,602	円 —

(注) 「*」は人員が1人の場合である。

第9表 職員の住居手当の支給状況

(令和2年職員給与実態調査)

区分 給料表	受給職員数	手当月額11,000円未満の受給者	手当月額11,000円以上27,000円未満の受給者	手当月額27,000円以上の受給者
		人	人	人
行政職	678	3	293	382
公安職	232	—	120	112
研究職	44	—	26	18
医療職(一)	0	—	—	—
医療職(二)	18	—	11	7
医療職(三)	6	—	2	4
大学教育職	13	—	4	9
高等学校等 教育職	416	1	204	211
中学校及び 小学校教育職	862	4	444	414
計	2,269	8	1,104	1,157

- (注) 1 手当受給職員数の全職員に対する割合は、17.6%である。
 2 手当受給職員1人当たりの平均手当月額は、24,901円である。
 3 単身赴任手当受給職員で、配偶者等が居住する借家・借間に係る手当を受給するものは10人(1人当たりの平均手当月額は13,220円)である。

第10表 職員の通勤手当の支給状況

(令和2年職員給与実態調査)

区分 給料表	受給職員数	内 訳		
		交通機関のみ 利用者	自動車等のみ 利用者	交通機関・自動車 等併用者
行政職	3,092	624	2,189	279
公安職	1,369	78	1,271	20
研究職	143	4	126	13
医療職(一)	7	1	5	1
医療職(二)	84	9	70	5
医療職(三)	49	2	43	4
大学教育職	51	3	48	—
高等学校等 教育職	2,081	54	2,001	26
中学校及び 小学校教育職	4,463	19	4,418	26
計	11,339	794	10,171	374
平均手当月額	8,169円	12,348円	7,384円	20,646円

- (注) 手当受給職員数の全職員に対する割合は、88.2%である。

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員

(令和2年職員給与実態調査)

1 行政職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5							1	1	
6									
7		1							
8		1							
9	3								1
10		1							
11									
12	5	1							
13	1								2
14		2					1	2	1
15							1		2
16	4	50	1						1
17		4	1						
18	1	3	8						4
19									4
20	4	6	33						
21	2		5						
22	3	36	8						1
23		3	3						
24		15	17						
25	1	4	6					1	
26		10	9					1	1
27	1	1	3					1	2
28		46	29					7	
29	82	6	5				2	4	1
30	2	12	7				2	3	
31	1	13	15				29	3	1
32	10	47	24			1	3	2	
33	10	8	18				2	1	
34	75	5	17				6	3	
35	6	6	6				20	3	
36	6	21	15				9		
37	17	5	11				7		
38	9	11	22				6	1	
39	6	3	16				7		
40	64	3	11				3	1	
41	16	3	12						
42	12		17				1		
43	6	1	6				2		
44	60	1	17				4		
45	8	2	8	2				2	
46	7	2	15	14					
47	3		8	13		1	2		
48	13		9	15	1	1	1		
49	13	1	6	7		1	1		
50	9		14	14		10			
51	7	1	10	16	1	19			
52	7	1	18	13		8			
53	4		16	11	7	11	1		
54	6		11	8	1	11			
55	3	2	17	21	4	20			
56	6		18	15	4	8			
57	7		12	30	9	6			
58	4		11	16	5	5			
59	1		16	29	4	14			
60	4		17	11	5	6			
61	3		15	36	24		7		
62	3	2	13	16	5	5			
63			13	30	6	7			
64	1	1	16	16	3	3			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
65	人 1	人	人	人	人	人	人	人	人
66	1		10	28	25	2			
67		1	20	23	2	2			
68	1		4	31	18	4			
69			9	14	20				
70			8	27	26	1			
71	1		8	14	18				
72			5	26	22				
73		1	1	18	30	1			
74	1		8	11	14				
75		1	2	5	45				
76			1	25	28				
77			4	13	22				
78			6	11	14	1			
79			3	13	21				
80			3	11	22				
81		1	3	9	29	3			
82	1		3	5	8	2			
83			2	11	10				
84				14	14				
85			1	8	8	3			
86			3	7	4				
87			5	16	9				
88			1	12	6				
89			3	9	4				
90			2	6	9				
91				5	9				
92			1	7	3				
93			5	31	6				
94		1	2		15				
95			1		96				
96			2		13				
97			2		68				
98									
99			1						
100			1						
101			3						
102			1						
103									
104			1						
105			3						
106			1						
107			2						
108									
109			1						
110									
111			1						
112									
113			35						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		3							
計	522	349	783	761	778	157	118	36	21
								適用職員数	3,525

(注) 該当人員0の号給は空欄とした。(以下第11表の各表において同じ。)

2 公安職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	26								
8									
9	1								
10	18								
11	3								
12									
13	1								
14									
15									
16	20		1						
17	4				1				
18	8				1				
19	1								
20	20				1				
21	4								
22	3				1				
23									
24	19	31	1						
25	31	8	2						
26	1	6	2	1	2				
27	1	1	3	1	1				
28	35	37	17	1	1				
29	5	1	3	1	1				
30	3	4	14	1	3				
31	1	3	3	3	4				1
32	3	37	18	3	1				3
33	4	1	4		2				
34	1	7	9	6	1				4
35	1	4	6		1				2
36		33	19		8				1
37	2	4	2		3				2
38	1	7	14	5	6				
39		2	4	1	4				
40	1	5	23	8	6				1
41	1		2	1	4				1
42			17	8	7				
43	1	3	6	3	4				
44		3	19	7	5				
45		2	6	2	2			5	
46		1	21	4	9			1	
47			4	3	1			5	
48		1	16	11	5			1	
49			5	5	3	1		3	
50			16	9	8	2	1	3	
51	1	1	8	7		1	2	1	
52	1		18	13	4		1	1	
53		1	7	4	5	2	1		
54		1	19	11	9	1	1	2	
55			3	2	7		6		
56			14	13	1	2	2		
57		1	4	4	7	2	4		
58	1		6	15	7	1	4		
59		2	6	7	6	2	2		
60		1	9	11	3	1		1	
61			4	7	3	2	4	1	
62			11	10	2		2		
63			6	3	6	1	1		
64			7	7	3	1	3		
65			5	4	4	3	4		
66			8	7	3		2		
67			4	6	6	1	1		
68			8	2	9	1	2		
69			5	11	10		4		
70			7	7	4		1		
71			4	5	3		5		
72			8	6	2	1	4		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
73			8	6	8		3		
74			4	1	5		1		
75			5	4	3	1			
76			4	3	3	2			
77			1	1	2	1			
78			5	4	2	1	1		
79			2	4					
80			4	6	4	3			
81			4	4	3	2			
82			2	3	2	1			
83			3	6		1			
84			1	2	5	2			
85			4	2	1	2	6		
86			1	2	3	8			
87			1	1	2	1			
88			1	1	1	5			
89				2	1				
90			3	2	2	2			
91			1	6	3	5			
92			1	3	1	5			
93				2	2	30			
94			3	3	3				
95					17				
96			2		7				
97				3	8				
98			2	4	1				
99				1					
100			2	3					
101			2						
102			1	7					
103				2					
104			3	3					
105			3	3					
106				3					
107				4					
108			1	4					
109			2	3					
110			1	1					
111			1	3					
112				1					
113			1	2					
114									
115				2					
116				5					
117			1	2					
118				3					
119			1	3					
120				5					
121				2					
122			3	6					
123				4					
124			1	1					
125				16					
126									
127									
128									
129									
130									
131			1						
132			1						
133									
134									
135									
136			3						
137									
138									
139			2						
140									
141			2						
計	223	208	522	410	289	97	68	24	15
								適用職員数	1,856

3 研究職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		2			
6					
7					
8					
9		1			
10		3			
11					
12		1			
13		1			
14		1			
15					
16		3			
17					
18					
19		1			
20		4			
21					
22					
23		1			
24		4			
25					
26					
27					
28		2			
29		2			
30		5			
31					
32		1			
33		1			
34					
35			1		
36		4			
37					
38					
39			1		
40		2	1		
41			1		
42		1			
43		1			
44		2			
45		1			
46					
47			1		
48		1	2		
49		1	2		
50			1		
51		1	2		
52			1		
53			2		
54			1		
55					
56		1	1		
57		2	2		
58		1			
59			1		
60		2			
61			4		
62		1			
63			3		
64		1	4		

職務の級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65			3		
66		1			
67		2	1		
68			2		
69					
70		1	6		
71		1	2		
72		1	1		
73			2		
74			4		
75		1	3		
76		1	2		
77		2	1		
78			4		
79			5		
80		3	2		
81			1		
82			2		
83		2			
84		1			
85					
86		1	1		
87			2		
88		1	2		
89					
90		1			
91			2		
92					
93			1		
94		2			
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119		1			
120					
121					
計		77	80		
				適用職員数	157

4 医療職給料表(一)

職務の級 号給	1	2	3	4
1	人			
2		人		
3			人	
4				人
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				1
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47			1	
48				
49				
50				
51				
52				1
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				

職務の級 号給	1	2	3	4
61				人 1
62				
63				
64				
65				3
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計			1	6
			適用職員数	7

5 医療職給料表(二)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6		1						
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14			2					
15								
16		1						
17								
18		1						
19								
20		1	3					
21								
22		1						
23		1						
24		1						
25								
26								
27							1	
28		1						
29		2					2	
30								
31								
32								
33		1					1	
34			1					
35								
36								
37								
38								
39								
40							10	
41	2						7	
42			1				1	
43		1		1				
44			2	1				
45								
46			3					
47			2					
48								
49								
50				1				
51				1	1		1	
52								
53								
54				1				
55				1		1		
56				4				
57					1			
58				1				
59								
60					2			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
61				1	1			
62				1				
63								
64			1					
65								
66								
67								
68								
69				1	2			
70				1				
71					2			
72					3			
73								
74								
75								
76				1				
77								
78								
79					1			
80								
81								
82					1			
83								
84								
85								
86				1				
87								
88								
89				1				
90								
91								
92								
93								
94				1				
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	2	12	15	19	14	20	4	
							適用職員数	86

6 医療職給料表(三)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6			1				
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13		3					
14							
15							
16		1		1			
17							
18		3		2			
19							
20							
21							
22							
23							
24		4	1				
25							
26				1			
27		1					
28		4	1	1			
29							
30				1			
31							
32			1				
33				1			
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41				1			
42							
43							
44							
45							
46							
47				1			
48			1				
49							
50							
51					1		
52							
53							
54		1					
55							
56							
57					1		
58		1		1			
59							
60		1					

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
61	人	人	人	人	人	人	人
62		1			1		
63					1		
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81					1		
82							
83							
84							
85							
86					1		
87							
88					1		
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95					4		
96							
97					4		
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113				1			
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
121	人	人	人	人	人	人	人
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		20	5	11	15		
						適用職員数	51

7 大学教育職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				1
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22		1		
23				
24				
25				
26				
27				
28	1			
29				
30				
31				
32	1			2
33				
34				1
35				1
36	1			
37				
38				
39				
40				2
41			1	1
42				
43				
44				1
45				1
46				
47				
48			1	1
49		1		
50	1			
51				
52				
53			1	
54				2
55		1		
56				1
57		1	1	
58	2			
59	1			1
60		1		1
61				
62	1			
63				1
64				

職務の級 号給	1	2	3	4
65	人	人	人	人
66				1
67				1
68				
69				1
70	1			
71		1		
72				
73			1	1
74	1			
75			1	
76			1	
77				
78				
79				
80	1			
81				
82		1		
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			3	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100	1	1		
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
計	12	8	10	21
			適用職員数	51

8 高等学校等教育職給料表

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
1	人		人	人	人
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8		1			
9		2			
10		2			
11					
12		12			
13	1	10			
14		3			
15	1	3			
16		15			
17		9			
18		3			
19		1			
20		16			
21		11			
22		4			
23		2			
24		24			
25	7	6			
26	1	3			
27		1			2
28	2	9			1
29	3	8			3
30	2	22			1
31		5			6
32	1	16			2
33	5	5			5
34		20			
35	1	5			5
36		8			
37	1	10			3
38	2	14			3
39	1	2			1
40	3	10			2
41	2	7			
42		16			
43	3	2			
44	1	13			
45	5	7			3
46		27			
47		7			
48	1	13			
49	1	10			
50	2	22			
51		2			
52	2	15			
53	2	9			
54	2	19			
55		2			
56		4			
57	1	5			
58	1	19		9	
59	2	7		7	
60	1	12		1	

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
61	人	11		5	人
62	3	17		11	
63		10		1	
64		8			
65		6		4	
66	2	13		11	
67	2	6		2	
68	1	14		3	
69	1	6		1	
70	2	7		6	
71	2	3			
72	1	11		7	
73		11		3	
74		9			
75		10			
76		10			
77		7		13	
78	1	11			
79	1	4			
80		19			
81	2	4			
82	2	6			
83		7			
84		13			
85		9			
86		8			
87		7	1		
88	1	11			
89	1		2		
90		12	1		
91		9			
92	1	8			
93	6	11			
94	1	8	1		
95		5			
96		14			
97		5			
98	1	10	2		
99		4			
100	1	15			
101		11			
102	1	22			
103	1	5			
104		13			
105	1	6			
106		10			
107		11			
108	1	12			
109		10			
110		28			
111		14			
112	1	22			
113		7			
114	1	41			
115		10			
116		23			
117		8			
118		28			
119		10			
120		25			

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
121		13			
122		18			
123	1	8			
124		47			
125	2	6			
126	1	22			
127		42			
128	1	39			
129		30			
130		25			
131		19			
132	2	37			
133		29			
134	1	33			
135		31			
136		28			
137		39			
138		42			
139		91			
140	1	85			
141		50			
142	1	29			
143		23			
144		9			
145	1	12			
146	1				
147					
148	1				
149					
150					
151	1				
152	1				
153	9				
計	119	1,963	7	84	37
適用職員数			2,210		

9 中学校及び小学校教育職給料表

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		90			
18					
19					
20		85			1
21		20			4
22		17			10
23		3			19
24		97			10
25	13	19			13
26	3	25			17
27	1	2			19
28	7	89			14
29	10	21			9
30	2	35			10
31	1	6			12
32	3	101			10
33	7	15			7
34		34			4
35		7			4
36	4	111			9
37	4	12			5
38	1	14			2
39	1	2			4
40	2	47	1		1
41	5	10			
42	1	84			
43		6			
44	4	58		1	2
45	1	19			9
46	3	55			3
47		5			6
48	5	64			1
49	1	12			6
50		43		2	
51		9		1	
52		36			
53	3	12			
54		63		1	
55		14		1	
56		34	1	1	
57	2	15			
58		53			
59		10	1	1	
60	2	47	1		

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
61	3	19		1	
62		68	1	2	
63		7		2	
64		33		1	
65	9	18	1	1	
66	12	45		1	
67		11		1	
68	2	24	1	2	
69	2	16		1	
70		49		6	
71		12		3	
72	4	34	1	2	
73		16		1	
74	1	48		21	
75		18		27	
76	3	48		7	
77	3	6		13	
78	1	23	4	19	
79		13	2	16	
80	3	45	1	4	
81		12		11	
82	1	24		22	
83	2	18		17	
84	1	38		2	
85	68	12	2	10	
86		17		13	
87		7		6	
88		35	1	11	
89		16		10	
90		19		12	
91		13	4	3	
92		29	2	4	
93		13	1	3	
94		19	3	6	
95		12	7	11	
96		34	4	3	
97		12	2	3	
98		20	5	4	
99		12	3	4	
100		24	5	5	
101		10	3	4	
102		16	6		
103		7	3	4	
104		27	2	2	
105		8	2	2	
106		24	3		
107		11	1		
108		17	3		
109		6	2		
110		15			
111		9	2		
112		15	3		
113		9	3		
114		18	3		
115		9	1		
116		16			
117		7			
118		14			
119		9			
120		19			

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
121		9			
122		30			
123		8			
124		14			
125		7			
126		18			
127		8			
128		23			
129		9			
130		24			
131		11			
132		26			
133		10			
134		18			
135		12			
136		39			
137		6			
138		25			
139		25			
140		38			
141		44			
142		39			
143		29			
144		35			
145		27			
146		51			
147		34			
148		48			
149		71			
150		73			
151		128			
152		121			
153		101			
154		75			
155		79			
156		42			
157		45			
計	201	4,108	91	306	211
		適用職員数		4,917	

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

(令和2年職員給与実態調査)

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	14			7	2	2		3		
公安職	11			1	3	7				
高等学校等教育職	76	14	62							
中学校及び 小学校教育職	143		143							
給料表計	244									
60歳	104									
61歳	76									
62歳	35									
63歳	19									
64歳	10									

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(下表において同じ。)

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	137			132		5				
公安職	4					1	3			
研究職	9		9							
医療職(二)	9				9					
医療職(三)	8				8					
高等学校等教育職	12	2	10							
中学校及び 小学校教育職	106		106							
給料表計	285									
60歳	77									
61歳	84									
62歳	58									
63歳	29									
64歳	37									

第13表 会計年度任用職員の任命権者別人員

(令和2年職員給与実態調査)

区分 任命権者	第 1 号 会計年度任用職員	第 2 号 会計年度任用職員	計
知事部局	430人	113人	543人
教育委員会	736	12	748
警察本部	144	38	182
計	1,310	163	1,473

(注) 令和2年4月1日現在の人数である。

2 民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、県職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

(2) 調査の内容等

ア 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、①及び②に関する調査である。

イ 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ア①及び②に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ ア①及び②に関する調査：6月29日（月）～7月31日（金）
- ・ ア③及び④に関する調査：8月17日（月）～9月30日（水）

(3) 調査機関

香川県人事委員会、人事院及び他の人事委員会

(4) 調査の範囲等

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所437事業所
なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

イ 標本事業所の抽出

(4)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により14層に層化し、これらの層から151事業所を無作為に抽出し調査を行った。

先行して実施した調査における調査完了事業所数は、第14表のとおりである。

ウ 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第14表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和2年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計		事業所	事業所	事業所	事業所
		136	58	47	31
農業，林業，漁業		0	—	—	—
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業		14	7	4	3
製造業		65	24	22	19
電気・ガス・熱供給・水道業，情報通信業，運輸業，郵便業		18	11	4	3
卸売業，小売業		12	2	7	3
金融業，保険業，不動産業，物品賃貸業		6	5	1	—
教育，学習支援業，医療，福祉，サービス業		21	9	9	3

(注) 1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所等が15事業所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表 民間における家族手当の支給状況

(令和2年職種別民間給与実態調査)

(1) 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者の収入制限あり	配偶者の収入制限なし	家族手当制度がない
		[80.7%]	[19.3%]	
77.7%	(91.9%)			22.3%

- (注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

(2) 扶養家族の構成別支給月額

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	11,059円
配 偶 者 と 子 1 人	16,590円
配 偶 者 と 子 2 人	21,464円

- (注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
 (備考) 行政職7級相当以下の県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については6,500円、子については1人につき10,000円、配偶者及び子以外については1人につき6,500円である。
 なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第16表 民間における特別給の支給状況

(令和2年職種別民間給与実態調査)

項 目		支 給 額 等 (事務・技術等従業員)
平均所定内給与月額	下半期(A1)	336,317円
	上半期(A2)	326,293円
特別給の支給額	下半期(B1)	739,013円
	上半期(B2)	734,698円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.20月分
	上半期(B2/A2)	2.25月分
年 間 の 平 均		4.45月分

(注) 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは同年2月から同年7月までの期間をいう。

(備考) 県職員の場合、現行の年間支給月数は、4.50月分である。

第17表 民間における冬季賞与の配分状況

(令和2年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

項目	部 長 級		課 長 級		係 員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	39.9	60.1	40.7	59.3	48.4	51.6
500人以上	33.1	66.9	32.3	67.7	48.2	51.8
100人以上500人未満	42.0	58.0	44.0	56.0	47.7	52.3
50人以上100人未満	49.2	50.8	49.4	50.6	50.2	49.8

第18表 民間における定年制の状況

(令和2年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
98.6%	84.9%	13.7%	1.4%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第19表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和2年職種別民間給与実態調査)

区 分 \ 項 目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課 長 級	40.3%	12.5%	59.7%
非 管 理 職	25.0%	12.5%	75.0%

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第20表において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(令和2年職種別民間給与実態調査)

課 長 級	非 管 理 職
85.0%	73.0%

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

第21表 民間における給与改定の状況等

(令和2年職種別民間給与実態調査)

(1) 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係員	27.2	15.0	0.7	57.1
課長級	21.8	11.6	0.7	65.9

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

(2) 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	92.1	89.1	16.4	8.3	64.4	3.0	7.9
課長級	85.1	82.1	14.6	7.5	60.0	3.0	14.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 生計費関係資料

令和2年4月の標準生計費算定方法

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における令和2年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を反映して、令和2年4月の費目別標準生計費を算定した。高松市の数値については、これに本県と全国との費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第22表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 高松市

(令和2年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	20,785 ^円	33,272 ^円	43,227 ^円	53,182 ^円	63,137 ^円
住居関係費	40,572	43,745	39,348	34,952	30,556
被服・履物費	801	2,574	2,923	3,271	3,620
雑費Ⅰ	23,334	30,043	40,631	51,209	61,797
雑費Ⅱ	7,385	21,386	24,913	28,445	31,977
計	92,877	131,020	151,042	171,059	191,087

(注) 集計世帯数は、48世帯である。

その2 全国

(令和2年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	24,360 ^円	39,000 ^円	50,660 ^円	62,330 ^円	74,000 ^円
住居関係費	49,360	53,220	47,870	42,520	37,170
被服・履物費	1,130	3,630	4,120	4,610	5,110
雑費Ⅰ	28,830	37,120	50,200	63,270	76,350
雑費Ⅱ	6,930	20,070	23,380	26,690	30,010
計	110,610	153,040	176,230	199,420	222,640

(注) 人事院資料による。

4 労働経済関係資料

第23表 労働経済指標

項 目			年 月		平成 30年度	令和 元年度	31年 4月	元年 5月	6月
賃 金 ・ 労 働 時 間	全国 (全国調査)	①きまって支給する給与 (調査産業計)	(千円)		296.0	296.2	299.5	294.8	297.6
			前年度比・前年同月比(%)		0.6	0.1	0.3	0.1	0.3
		②所定内給与 (調査産業計)	(千円)		270.7	271.2	273.4	269.4	272.4
			前年度比・前年同月比(%)		0.6	0.3	0.3	△ 0.1	0.3
		③総実労働時間数 (調査産業計)	(時間)		146.8	144.2	148.7	141.4	147.4
		④所定外労働時間数 (調査産業計)	(時間)		12.5	12.3	13.1	12.4	12.3
	香 川 県 (地方調査)	⑤きまって支給する給与 (調査産業計)	(千円)		274.7	269.8	274.1	266.9	271.8
			前年度比・前年同月比(%)		2.9	△ 1.8	△ 1.3	△ 2.8	△ 2.0
⑥所定内給与 (調査産業計)		(千円)		251.7	246.8	249.2	245.0	248.6	
		前年度比・前年同月比(%)		2.6	△ 2.0	△ 2.5	△ 2.9	△ 2.7	
	⑦総実労働時間数 (調査産業計)	(時間)		150.1	148.5	153.9	142.6	153.6	
	⑧所定外労働時間数 (調査産業計)	(時間)		13.0	12.6	14.2	12.3	13.0	
生 計 費	⑨ 消費支出 (全世帯)	全国	(千円)		287.3	293.4	301.1	300.9	276.9
			前年比・前年同月比(%)		1.5	2.1	2.3	7.0	3.5
		人口5万以上 15万未満の都市	(千円)		280.6	290.4	304.8	302.1	262.2
			前年比・前年同月比(%)		3.9	3.5	5.9	8.8	△ 2.4
		高松市	(千円)		318.6	308.3	314.7	275.8	267.2
			前年比・前年同月比(%)		6.4	△ 3.2	△ 23.2	△ 5.8	△ 4.8
物 価	⑩ 消費者物価指数	全国	前年度比・前年同月比(%)		0.7	0.5	0.9	0.7	0.7
		人口5万以上 15万未満の都市	前年度比・前年同月比(%)		0.7	0.5	0.8	0.7	0.6
		高松市	前年度比・前年同月比(%)		1.0	0.3	0.7	0.5	0.7
雇 用	⑪ 常用雇用指数 (調査産業計)	全国	前年度比・前年同月比(%)		0.5	1.3	1.1	0.8	1.0
	⑫ 完全失業率	全国	(%) (季節調整値)		2.4	2.3	2.4	2.4	2.3
	⑬ 有効求人倍率	全国	(倍) (季節調整値)		1.62	1.55	1.63	1.62	1.61
		香川県	(倍) (季節調整値)		1.79	1.78	1.83	1.83	1.82
生 産	⑭ 実質国内総生産	全国	前年度比・前期比(%)		0.3	0.0	0.4		

- (注) 1 ①、②、⑤、⑥、⑩、⑪については平成27年基準、⑭については平成23年基準である。
2 ①～⑧、⑪は、事業所規模30人以上の数値である。
3 ①～⑧、⑪は毎月勤労統計調査(厚生労働省)、⑨は家計調査(総務省)、⑩は消費者物価指数資料による。
4 ⑨の平成30年度、令和元年度の欄は、それぞれ平成30暦年、平成31(令和元)暦年の数値である。

7月	8月	9月	10月	11月	12月	2年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
296.4	295.9	296.0	298.4	297.7	297.1	293.1	293.7	294.3	295.8	287.3	291.0
0.0	0.1	0.1	0.1	△ 0.4	△ 0.2	0.4	0.3	△ 0.4	△ 1.2	△ 2.6	△ 2.2
271.6	271.3	271.8	273.0	271.9	271.8	269.1	269.2	269.9	273.0	268.7	272.3
0.1	0.2	0.2	0.2	△ 0.1	0.2	0.7	0.6	0.1	△ 0.1	△ 0.3	0.0
150.1	141.6	142.5	146.5	147.5	145.0	137.7	139.8	142.1	143.9	126.9	141.3
12.3	11.6	12.2	12.6	12.6	12.3	11.8	12.1	11.9	10.6	8.6	9.3
272.2	270.8	271.1	271.7	274.5	271.8	262.4	264.6	265.6	265.2	259.9	263.0
△ 2.1	△ 1.8	△ 2.1	△ 1.3	△ 1.1	△ 1.3	△ 1.6	△ 2.1	△ 2.0	△ 3.3	△ 2.7	△ 3.3
248.4	247.5	248.7	247.7	249.8	247.7	240.8	243.5	244.2	245.6	242.8	246.6
△ 2.7	△ 2.3	△ 2.1	△ 1.3	△ 1.2	△ 1.7	△ 1.1	△ 1.6	△ 1.2	△ 1.5	△ 0.9	△ 0.9
155.8	144.9	147.7	151.9	151.8	150.1	139.9	143.9	145.3	147.6	132.0	146.6
13.5	11.8	12.7	13.4	13.5	12.9	11.5	11.6	11.2	10.0	8.2	9.3
288.0	296.3	300.6	279.7	278.8	321.4	287.2	271.7	292.2	267.9	252.0	273.7
1.6	1.3	10.8	△ 3.7	△ 0.8	△ 2.4	△ 3.1	0.2	△ 5.5	△ 11.0	△ 16.2	△ 1.1
290.9	287.4	293.0	281.3	279.1	322.3	283.8	265.9	290.9	261.2	247.2	265.5
3.9	0.1	12.2	△ 0.6	2.5	1.5	△ 1.9	0.8	△ 5.8	△ 14.3	△ 18.2	1.2
368.7	293.2	330.9	312.9	275.8	326.8	286.2	262.2	286.8	233.7	229.9	277.2
25.1	△ 6.8	△ 15.9	6.8	△ 8.1	△ 4.8	1.9	△ 12.0	△ 19.1	△ 25.7	△ 16.6	3.7
0.5	0.3	0.2	0.2	0.5	0.8	0.7	0.4	0.4	0.1	0.1	0.1
0.5	0.2	0.2	0.1	4.0	0.7	0.6	0.4	0.4	0.0	△ 0.1	0.0
0.4	0.3	0.2	0.0	0.2	0.3	0.0	0.0	0.1	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.1
1.2	1.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.2	1.1	1.1	0.9	0.2	0.2
2.3	2.3	2.4	2.4	2.2	2.2	2.4	2.4	2.5	2.6	2.9	2.8
1.59	1.59	1.58	1.58	1.57	1.57	1.49	1.45	1.39	1.32	1.20	1.11
1.80	1.80	1.83	1.80	1.79	1.81	1.73	1.75	1.64	1.59	1.42	1.25
0.0			△ 1.8			△ 0.6			△ 7.9		

(総務省)、⑫は労働力調査(総務省)、⑬は職業安定業務統計(厚生労働省)、⑭は内閣府

5 勤務時間等関係資料

第24表 職員の年次休暇の使用日数及び超過勤務時間

		年 次 休 暇			超 過 勤 務 時 間					
		平成29年	平成30年	令和元年	平成29年度	平成30年度	令和元年度			
		日	日	日	時間	時間	時間			
知事 部局	本 庁	7.3	8.3	8.6	18.7	20.6	20.2			
	出先機関	10.6	10.9	11.1	9.2	10.7	10.7			
	計	9.0	9.6	9.9	13.6	15.3	15.2			
教育 委員会	教育職員	10.5	10.6	10.1						
	事務局職員	7.4	7.6	8.1				15.6	25.5	19.5
	計	10.2	10.2	9.9				15.6	25.5	19.5
警察 本部	警 察 官	6.9	9.3	10.2	20.6	20.3	20.3			
	事務職員	8.3	10.5	10.6	15.0	14.5	13.6			
	計	7.1	9.5	10.3	19.9	19.5	19.4			

- (注) 1 年次休暇の使用日数は、職員1人当たりの年平均使用日数である。
 2 超過勤務時間は、職員1人当たりの月平均超過勤務時間である。
 3 教育職員には、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、勤務時間の内外を包括的に評価し、超過勤務手当及び休日給にかわるものとしての教職調整額が支給されているため、超過勤務手当等の算定基礎となる超過勤務時間は把握されていない。

6 人事院勧告の要旨

人事院は、去る10月7日、国会と内閣に対し、国家公務員の給与について報告及び勧告を行い、あわせて、公務員人事管理について報告した。

(1) 給与勧告の骨子

○ 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ（△0.05月分）

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II ボーナスの改定等

1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率80.3%）
なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.50月）

2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）
勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
3年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳 [対前年 △2,255円、△0.2歳]

(2) 公務員人事管理に関する報告の骨子

危機的事態が次々と発生している中で、必要十分な行政サービスを提供できるよう、有為の人材の確保・育成等の本院の責務を適切に果たすとともに、職員の倫理感・使命感の醸成等を引き続き働きかけ。在宅勤務等の新たな働き方への変革といった課題も踏まえた取組を推進

1 新型コロナウイルス感染症に係る本院の取組

- ・ 一部の採用試験を延期した上で、十分な感染症対策を行いつつ実施。動画やSNSを活用した情報発信などによる人材確保活動を展開
- ・ 研修の年間実施計画を大幅に見直し。諸外国の大学院等への派遣研修について、渡航時期の延期を可能とするなどの柔軟な対応
- ・ 時差出勤のため勤務時間割振りの特例を措置、職場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職員も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。公務災害認定等事務が速やかに行われるよう指導
- ・ 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるよう措置。インターネットを活用して、公平審査に必要な調査を実施

2 人材の確保及び育成

- ・ 多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開。政府の要請を受け、就職氷河期世代を対象とした選考試験を本年11月以降実施。障害者雇用について、今後とも、関係各方面の意見を聴きつつ、必要な検討
- ・ 職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自律的に考えさせることが重要。管理職員のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施

3 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正等

今後、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況を把握し、必要な指導を実施。恒常的に長時間勤務がある職域には要員を確保する必要
柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、現行制度の整理も含めて研究

(2) ハラスメント防止対策

本年6月からパワハラ防止等のための人事院規則等が施行。研修教材の提供やハラスメント相談員セミナーの開催など、各府省における防止対策を支援

(3) 仕事と家庭の両立支援

男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度の周知等に取組。不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組を検討

(4) 心の健康づくりの推進等

ストレスチェックの活用やオンラインでの心の悩み相談の導入等による心の健康づくりの推進。公務災害認定事案の分析結果に基づき過労死等防止の観点から各府省への指導・助言

(5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。休暇について、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請
- ・ 政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討